

「憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない
平和な世界を求める陳情書」に対する原案賛成討論

私は、本陳情に対し、原案賛成の立場で討論いたします。

採択すべきと考えるのは、V-6「憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざして積極的役割を果たして下さい。集団的自衛権の行使の容認を撤回するとともに、具体化に向けての法制化をやめて下さい。」の部分であります。

自民党安倍政権は、今国会の会期を9月まで延長して、他国を武力で守る集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案を成立させようとしています。

我が国の歴代内閣は、集団的自衛権は憲法9条のもとで許されない、違憲であるとの考え方を堅持してきました。しかし、安倍内閣は昨年7月、この解釈を変更して行使容認に転じてきたのは、皆さん、ご承知の通りです。従来の憲法解釈は、国会での長い議論の積み重ねを経て確立されたものであり、一内閣の判断で変更する暴挙は許されないと批判されてきましたが、首相はさらにこれを具体化する方向に突き進んでいます。

この法案は、6月はじめの衆院憲法審査会で、参考人として招致された自民党推薦を含む3人の憲法学者全員が違憲であると断じています。この3人以外にも、全国の憲法学者200人以上が反対の表明を出しているとの報道されています。

また、その後も、憲法の番人といわれてきた内閣法制局の58代から62代までの長官5人のうち4人までが違憲と明言、残る1人も「法案の内容が抽象的過ぎて、具体的な条文が違憲か否かは判らない」とし、合憲との判断はひとりもないというお粗末に、自民党幹部OBはじめ各界からも撤回・廃案を決断せよと迫られているのは、これもご存じの通りです。

私も、この安保法制は違憲であり、撤廃すべきであると考えます。中谷防衛大臣が、国会審議で「現在の憲法をいかにこの法案に適用させていけば良いのかという議論を踏まえて、閣議決定をおこなった」と答弁したのは、まさに語るに落ちる所業です。このごり押しを通すなら、全国各地で訴訟が起り、次々と違憲判決が出されることになりましょう。

私の父親は先の大戦で戦い、捕虜経験もある自衛官でしたが、生前「後方支援という言葉はごまかした。それは兵站という軍事用語以外の何物でもない。軍事物資の輸送路を絶つのは、最大かつ効果的な戦略だったことは証明されている」と批判していたことを思い出します。

立憲主義、すなわち「憲法は国民を縛るものではなく、国家権力を縛るものである」という法原理ではありますが、日本国憲法は、人権を保障し、立憲主義をよく具現化した平和憲法であると諸外国からも評価され、わが国の70年に及ぶ平和を守ってきたものであります。

本市の委員会審議では、国会の議論に任せたいとの意見でしたが、私は、国民に最も近い地方議会こそ、その声に耳を傾けるべきと考えます。実際、法案が閣議決定された5月には、碧南・豊明両市を始め、この16日には三重県議会と、全国各地の自治体議会が法案を懸念する意見書を可決しています。以上、憂う国民世論を反映する議会であるべきとの立場から、本陳情に賛成の討論といたします。